

メリット制の適用要件

(1) 継続事業

- ① 100人以上の労働者を使用する事業
- ② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、以下の式を満たす事業

$$\text{使用労働者数} \times (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率 (0.6/1000)}) \geq 0.4$$

(2) 単独有期事業

- ① 確定保険料の額が100万円以上であること
- ② 建設事業にあつては請負金額が1億2千万円以上
立木伐採事業にあつては素材生産量が1,000m³以上
であること

※建設事業、立木伐採事業ともに、①又は②のいずれかを満たせば
メリット制が適用となる

(3) 一括有期事業

- 確定保険料の額が100万円以上であること